

1 計画策定の趣旨

国は、平成 12 年「健康日本 21」を策定し、すべての国民が健やかでこころ豊かに生活でき、活力ある社会を築くため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、及び生活の質の向上をめざして、国民運動として健康づくりを推進してきました。平成 15 年 5 月には「健康増進法」が制定され、国民の健康づくり・疾病予防を推進する根拠法が整備されました。その後、平成 19 年 4 月には、「健康日本 21」の中間評価が発表されました。

また、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、平成 17 年 6 月に「食育基本法」が制定され、平成 17 年 12 月の「医療制度改革大綱」では、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念に基づき、医療保険者による特定健診・特定保健指導が位置づけられました。

愛知県においても、「健康日本 21 あいち」と題した愛知県における健康づくりの基本指針を策定しており、健康寿命の延伸や親と子が健やかに暮らすことができる社会づくりのため、県民や健康づくりを推進する関係者が取り組むべき具体的な目標を設定することとしました。

あま市では、これら背景を受け、まちづくりロードマップに基づきすべての市民が「健康で安心して暮せるまちづくりをめざし、健康づくりの推進に取り組むため「市民自ら健康づくりに取り組み心身ともに健やかで、いきいきと笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念として、市民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進するとともに、家庭や地域、健康に関わる様々な関係機関が連携し、市民一人ひとりの健康づくりを推進するための計画を策定します。

また、栄養・食生活分野は食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるように、保育園や小学校の給食等を通じた食育事業（地産地消などを含め）を含めた計画で推進し、若き世代から生活習慣予防を目指すことを目的とし、「食育推進基本計画」及び「あいち食育いきいきプラン」の地方計画として策定します。

歯の健康分野は、「あま市歯と口腔の健康づくり推進条例」第 8 条に規定されている「あま市歯と口腔保健計画」として策定します。

なお、今回の計画では、これまでの取り組みを強化しつつ、新たな健康課題に対応できるよう「栄養・食生活」、「身体・運動」、「がん（たばこを含む）及び「歯の健康」の 4 分野に重点をおいて計画を策定します。

2 計画の位置づけ、対象範囲、計画期間

本計画は、「健康増進法」の具体的な取り組みを示す「健康日本 21」及び愛知県が策定した「健康日本 21 あいち」を踏まえて、これを推進するための具体的な地方計画として位置づけました。また、あま市総合計画を上位計画とするとともに、関連諸計画との整合性を図ります。

計画期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間とします。目標の達成状況の評価と社会情勢の変化などに応じて見直しを行い、効果的な施策を展開します。

3 計画の構成（案）

目次構成は概ね以下のとおりです。

【目次案】

第 1 章

計画の基本的な考え方

・視点 ・コンセプト ・計画の体系

第 2 章

健康と食を取り巻く現状

・人口 ・疾病等 ・食を取り巻く現状

第 3 章

ライフステージ別の 健康づくり取り組み

・栄養・食生活 ・身体活動・運動 ・歯の健康

（乳幼児期 / 児童・思春期 / 青年期・壮年期 / 高齢期）

第 4 章

がん対策

第 5 章

食育の推進（食文化・食の安全）

第 6 章

重点プロジェクトの推進

第 7 章

計画の推進

4 計画の策定体制について

計画策定に係る市の決定機関として庁内会議を開催し、計画案の審議決定を行うものとする。

「計画策定における市民参加」の具体的な実施にあたっては、幅広い市民の意見や提案を反映させるため、基礎調査段階での市民意識調査の実施や計画案に対するインターネット等の利用によるパブリック・コメントなど、計画策定の各過程において市民の意見を聴取し、計画策定への市民参画に努めるものとする。

市議会議員、各種団体の代表者、公募市民、学識経験者等で構成する策定委員会を設置し、庁内会議において審議決定した計画案について、市長が諮問し審議を受けることとする。